**エコストア・エコオフィス**

**認定制度のご案内**



川 越 市

**ごみの減量化・資源化や地球にやさしい事業活動などを積極的に**

**行っている事業者を「エコストア・エコオフィス」に認定する制**

**度で、資源の循環型社会の構築を推進し、地球環境の保全を図ろ**

**うとするものです。認定されますと認定証と認定板が授与されま**

**すので、それらを掲示していただくことによって市民の皆さんに**

**環境にやさしいお店や事業所であることがアピールでき、イメー**

**ジアップが図られます。**

**Q.1　エコストア・エコオフィスって何？**

**A.1　例えば、簡易包装やはかり売りの推進、ごみの減量や分別の徹底、節電や雨水利用など環境への負荷の低減を積極的に行っているお店や事業所のことです。**

**Q.2　認定されるとメリットはあるの？**

**A.2　認定されますと認定板を授与しますので、それを店先などの目立つところに掲げれば、お客さんの目に触れて「ここは環境のことを考えているのだな。」ということがわかりお店や事業所のイメージアップが図られます。また、市は認定事業者を広報やホームページで市民に公表し、利用を奨励します。**

**Q.3　認定されるにはどうすればいいの？**

**A.3　①お店や事業所は、市に所定の申請書を提出していただきます。**

**②市は認定基準を審査し、基準を満たしていれば認定証及び認定板を授与します。**

**③有効（認定）期間は２年ですが、更新手続きをすることによって引き続き認定されます。**

**Q.4　認定の申請するには、お金がかかるの？**

**A.4　申請手数料は一切かかりません。**

**ゴールドエコストア・ゴールドエコオフィスについて**

**さらにステップアップした認定があります。それは、ゴールドエコ**

**ストア・ゴールドエコオフィスの認定です。これは、更新時に**

**基準を満たしていれば申請によりゴールドへステップアップします。**

**いわゆるエコストア・エコオフィスの模範店及び模範事業所に**

**なることができるのです。**

**認定基準は以下の通りです。**

**1　エコストア**

**（1）～（4）の事項のそれぞれ1つ以上実施していること。**

**（ゴールドエコストアの場合は以下の事項の7割以上を実施）**

**（１）　ごみの減量に関すること**

　　　　ア　簡易包装の推進

　　　　イ　トレイの使用の自粛

　　　　ウ　買い物袋等持参の奨励

　　　　エ　はかり売りの推進

　　　　オ　商品販売時の下取り等の実施

　　　　カ　使い捨て容器の商品販売の自粛

　　　　キ　詰め替え商品の販売促進

　　　　ク　小盛や中盛のサイズが選択できるなど、食べきりサイズでの提供

　　　　ケ　規格外品などの食品をフードバンクへ提供

　　　　コ　レジ袋削減の推進

　　　　サ　プラスチック製品から紙製品の使用の推進

**（２）　ごみのリサイクルに関すること**

　　　　ア　びん・缶・牛乳パック・トレイ・古紙・乾電池等の店頭回収

　　　　イ　広告ちらし、事務用紙等の再生紙の利用促進

　　　　ウ　再利用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用

　　　　エ　拠点回収への協力

　　　　オ　その他創意工夫によるごみの資源化の推進

**（３）　ごみの減量化・資源化等への啓発活動に関すること**

　　　　ア　エコマーク商品等環境にやさしい商品の販売促進

　　　　イ　白色半透明・無色透明袋以外の袋の販売（景品含む）の自粛

　　　　ウ　顧客に対するごみの資源化・減量化の情報提供

　　　　エ　地域活動（リサイクル等）の協力及び情報提供

　　　　オ　従業員に対する環境教育等の実施

　　　　カ　取引先への環境保全等に関する働きかけ

　　　　キ　その他創意工夫によるごみの減量化・資源化等への啓発活動

**（４）地球環境に保全に関すること**

　　　　ア　（委託分）の適正な処理の確認

　　　　イ　省エネルギー・節電・新エネルギー（太陽光発電等）の実施

　　　　ウ　雨水利用・雨水の地下浸透等の実施

　　　　エ　オゾン層を破壊する特定フロンの全廃及び代替フロン削減

　　　　オ　事業を行う際に活動評価プログラムを実施し、

これに基づいて環境保全のための適切な対策の実施

　　　　カ　建築物に関して環境負荷が少なくなる工夫の実施

　　　　キ　その他創意工夫による環境保全の推進

**２　エコオフィス**

**（1）～（4）の事項のそれぞれ１つ以上実施していること。**

**（ゴールドエコオフィスの場合は以下の事項の６割以上を実施）**

**（１）　ごみの減量に関すること**

ア　オフィス内でのごみの分別の徹底

　　イ　使い捨て製品使用の自粛

　　ウ　その他創意工夫によるごみの減量化の推進

　　エ　食べ残しを減らすための適量対策

　　オ　家庭で手つかずの食品をオフィス内で共有する

　　カ　マイボトル、マイカップを使用する

　　キ　プラスチック製品から紙製品の使用を推進

**（２）　ごみのリサイクルに関すること**

　　ア　広告ちらし、事務用紙等の再生紙の利用促進

　　イ　再利用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用

　　ウ　拠点回収への協力

　　エ　その他創意工夫によるごみの資源化の推進

**（３）　ごみの減量化・資源化等への啓発活動に関すること**

　　ア　顧客に対するごみの資源化・減量化の情報提供

　　イ　地域活動（リサイクル等）の協力及び情報提供

　　ウ　従業員に対する環境教育等の実施

　　エ　取引先への環境保全等に関する働きかけ

　　オ　その他創意工夫によるごみの減量化・資源化等への啓発活動

**（４）　地球環境の保全に関すること**

　　ア　（委託分）の適正な処理の確認

　　イ　省エネルギー・節電・新エネルギー（太陽光発電等）の実施

　　ウ　雨水利用・雨水の地下浸透等の実施

　　エ　オゾン層を破壊する特定フロンの全廃及び代替フロンの削減

　　オ　事業を行う際に環境活動評価プログラムを実施し、これに基づいて環境保全のための適切な対策の実施

　　カ　建築物に関して環境負荷が少なくなる工夫の実施

　　キ　その他創意工夫による環境保全の推進

**３　ゴールドエコストア**

エコストアの認定を受けている事業者で、前項各号に掲げるすべての事項のうち

７割以上の事項を実施しているもの又は、地球環境のために積極的に活動してい

ると市長が特に認めたもの

**４　ゴールドエコオフィス**

エコオフィスの認定を受けている事業者で、前項各号に掲げるすべての事項のうち６割以上の事項を実施しているもの

　　又は、地球環境のために積極的に活動していると市長が特に認めたもの

注１　廃棄物の適正な処理の確認…産業廃棄物の処理が最終処分まで適正に行われているかどうかを把握していること。

注２　環境活動評価プログラム…ISO14001（国際標準化機構による環境管理システム）の取得まで至らないが、環境保全の取り組みを進めたい事業者に、計画づくり等の推進を支援するものとして環境省が作成したもの。環境への負荷チェック・環境行動計画の作成などが含まれる。

○申込方法

　　　所定の申請書でお申込みください。

（資源循環推進課にありますが、郵送の受け付けもしています。）

○申込期間

　　　随時受け付けしております。



**申込手続きの流れ**

事業者

川越市

申請書の受取

申請書の提出

申請書の受付

内 容 審 査

認定証・認定板の

掲 示

認定証・認定板の

授 与

問い合わせ　〒350-0815　川越市鯨井782-3

川越市環境部資源循環推進課

減量リサイクル担当

☎ 049-239-6267（直通）

令和2年5月作成